

一級河川 阿賀野川水系

阿賀川下流圏域河川整備計画

平成 16 年 4 月

福 島 県

阿賀川下流圏域河川整備計画

目次

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 圏域と河川の現状

- (1)圏域の概要 1
- (2)治水事業の変遷 5
- (3)利水の変遷 5

2 河川整備計画の目標に関する事項

- (1)洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 6
- (2)河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 7
- (3)河川環境の整備と保全に関する事項 8

3 計画対象期間および対象区間に関する事項

- (1)計画対象期間 9
- (2)計画対象区間 9

第2 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により

- 設置される河川管理施設の機能の概要 11

2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 20

3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項 22

- (1)河川情報の提供に関する事項 22
- (2)地域や関係機関との連携に関する事項 22

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 圏域と河川の現状

(1) 圏域の概要

ア 圏域

阿賀川下流圏域河川整備計画の対象地域は、福島県の阿賀野川水系下流部に位置し、「会津地域」中心都市である会津若松市、及び北部の生活拠点都市である喜多方市を含む一次支川数 15、流域面積 1218.7km²の地域である。

圏域内には 2 市 7 町 6 村（会津若松市、喜多方市、会津本郷町、会津高田町、会津坂下町、河東町、塩川町、西会津町、山都町、新鶴村、北会津村、湯川村、高郷村、熱塩加納村、北塩原村）が属し、大小多くの河川に育まれた豊かな田園地帯と、全国的に名高い歴史や文化を基盤に、福島県における農業、観光、伝統工芸等の中心的地域としての役割を担っている。

本地域は、東に奥羽山脈、西に越後山脈、北に吾妻山系と飯豊山とを結ぶ飯豊連峰など、標高 1,000～2,000m 級の山々に囲まれた地域であり、そのほぼ中央部に、南北 40km、東西 12km の細長い会津盆地が広がっている。

会津盆地のほぼ中央を南北に流れる阿賀川は、猪苗代湖から流れ出る日橋川や尾瀬に源を発する只見川と合流し、新潟県内へと流れていく。

主要な支川としては湯川、宮川、日橋川、田付川、濁川などがあり、これら支川は、山地部に源を発し、山間部を流下しながら扇状地を形成し、会津盆地へと至り阿賀川へ流れ込むという、共通の特徴を有している。

イ 社会環境

本地域の面積は約 1,200km²で、県の 8.9%を占めている。この内の宅地が占める割合は小さく、農地が約 14%、大半は林野（70%）で構成されている。市街地の多くは会津盆地内にあり、会津若松市と喜多方市には人口集中地区が分布している。

本地域の人口は約 26 万人（平成 10 年福島県現住人口統計調査）であり、県人口の 12.1%を占めている。昭和 55 年～平成 10 年迄の約 20 年間の推移では、この地域の人口はほぼ横ばいと言える。

就業人口は約 14 万人（平成 7 年国勢調査）であり、県の 12.4%を占めている。産業別構成比は第 1 次産業が 13.3%、第 2 次産業が 34.7%、第 3 次産業が 52.0%となっており、昭和 60 年に比べると、第 1 次産業から第 2、3 次産業へのシフト化傾向が見られる。

この地域は、自然、歴史、文化資源を利活用した様々な地場産業とともに、県内における観光、リゾートの中心的役割を果たしており、県内外を問わず多くの観光客が訪れる。

会津若松市はかつて城下町として栄え、その会津のシンボル鶴ヶ城に調和した水辺空間の創造を目指して、「湯川ふるさとの川整備事業」など、地域住民が川に親しむ環境が整えられている。さらに、喜多方市は蔵の街として有名であり、現在でも 2,000 余りの蔵が残されている。この風情豊かな街並みと調和した川づくりを行うことを目的に「田付川自然ふれあい川づくり懇談会」が開催されるなど、地域住民参加による川づくりが積極的に行われている。

交通網については国道 49 号をはじめ、磐越自動車道、JR 磐越西線等があり、これら交通網を中心に工業や商業が展開されている。



写真 - 1 「田付川自然ふれあい川づくり懇談会」

ウ 自然環境

会津盆地の気候は、夏季は内陸盆地型気候で蒸し暑く、特に梅雨および台風期には降水量が増加する一方で、冬季は日本海型気候で西または北西の季節風が吹き、山岳地域では降雪量が多い特徴を示す。

会津若松市における平年（昭和 36 年～平成 2 年平均値）の年平均気温は 11.2℃、年降水量は約 1,165mm と全般に少ないが、積雪は平地で 1m、山岳地で 5m にのぼる。会津盆地は標高 200m 前後であり、緯度に比べ低温で、昼夜、夏冬の寒暖差が激しいのが特徴である。

会津盆地内の低地はほとんどが水田に利用されているが、水田以外の土地では、ヨシやハンノキ、ヤナギ類などの湿地林が代表種として分布している。また、周辺の扇状地ではアカマツ林が発達し、標高 400m 前後からブナ林が広い範囲で発達し、その上部にはキタゴヨウ、クロベなどの針葉樹も多く、一部では天然スギも見られる。

この地域に生息する代表的な哺乳類としては、奥深い自然林を好むニホンカモシカやツキノワグマなどが山地帯に広く分布し、ニホンザルは、西吾妻山、飯豊山、会津朝日岳周辺から浅草岳にかけての一带にかけて生息している。また山地の奥部にはアナグマも生息するが、ツキノワグマ同様、個体数は激減している。

鳥類では、カモ類、ゴイサギ、チュウサギなどの集団繁殖地が水辺付近の各地に点在している。また、この地域の内陸部で局地的に分布するものとして、ニューナイスズメやイスカがおり、これらは冬期に群れをつくって飛来する、この地方の特徴的な種である。

魚類では、圏域内の河川は清浄な水質が保たれているため、アユ、ヤマメ、イワナなどが多く生息している。特徴的なものでは、絶滅のおそれのある地域個体群の（福島県以南の陸封）イトヨが生息しているが、河川改修などにより生息場が限られたり埋没したりするため、個体数の減少傾向が見られる。

阿賀川下流域圏域の主要河川の水質は、阿賀川本川、田付川、濁川の上流部、湯川の上流部及び宮川で A 類型に指定されており、田付川、濁川、旧湯川、湯川の下流部で B 類型に指定されている。会津若松市街を流れる湯川を除き環境基準を概ね満足している。

(2) 治水事業の変遷

会津盆地は、清らかで豊富な水量により、計りしれない程の恩恵を受けてきた一方で、梅雨期の長雨や台風期の大雨の度に大洪水が発生し、これまで数々の大きな被害を受けてきた。このため本地域では古くから治水事業が実施され、大規模治水事業としては昭和 8 年～昭和 31 年にかけて実施された宮川放水路開削工事、昭和 9 年～昭和 33 年まで続いた湯川放水路開削工事の会津盆地南部 2 大支川事業のほか、喜多方市内の洪水防止を目的に、押切川付替工事において街づくりと一体となった河川整備を行っている。

本地域の過去の大きな水害として、昭和 42 年 8 月の羽越豪雨では、総雨量 238.8mm（日中観測所）を記録し、浸水家屋 249 戸、被害総額 7,500 万円の被害が発生したほか、昭和 61 年 8 月洪水では、総雨量 186mm（十六橋）、151mm（若松）を記録し、浸水家屋 97 戸、被害総額約 7 億円の大きな被害を受けている。また、近年では平成 7 年 8 月豪雨により圏域内市町村で浸水被害が生じ、また平成 10 年 8 月豪雨では田付川で橋梁流失も発生している。

こうした度重なる洪水の防止を目的として、湯川、旧湯川、濁川、田付川などにおいて、現在も河川改修が行われている。

(3) 利水の変遷

圏域の中央を流れる阿賀川本川では、大川ダムや自流によりこの地域への水供給がなされているが、本川に加え、古くから宮川や湯川などの支川流域に水利用を依存してきたことが、この地域の特徴として挙げられる。

かんがい用水は、宮川、湯川、田付川及び濁川等で古くから取水が行われ、その豊富な水量から多くの堰が設置され、この地域の水田に利用されてきた。

水道用水としては、大川ダムにより会津若松市ほか 3 町 2 村に対して日量 27,500 m³、湯川の東山ダムにより会津若松市に 1 日最大 4 万 m³（0.463 m³/s）、濁川の日中ダムにより喜多方市ほか 1 町 1 村に対して 22,400 m³が供給されている。

水力発電については、明治 34 年 11 月に完成した湯川の東山発電所を始め、阿賀川本川、宮川、奥川、濁川の支川である押切川等で発電利用されている。

2 河川整備計画の目標に関する事項

事業を進めるにあたっては、施設整備の必要性、計画の妥当性について、流域住民の理解を広く求め、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるよう、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向を的確に踏まえて、治水効果の早期発揮に向け、順次整備を進める

(1) 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

ア 現状と課題

本地域では、昭和42年8月の羽越豪雨や昭和61年8月の台風10号をはじめとして、度々の浸水被害に見舞われ、洪水被害を防ぐための河川改修事業をこれまで実施してきている。しかしながら、平成7年8月豪雨や平成10年8月豪雨による被害等、現在も度重なる浸水被害を受け続けていることや、圏域としての河川改修状況（改修率46.7%^注）を踏まえると、治水の現状としては決して十分なものとは言えない。

これら浸水被害からの解消がこの地域の課題となっている。



写真 - 2 昭和61年8月台風における旧湯川被害

イ 目標

河川周辺の都市化の度合い、公共施設、広域交通網、水道施設の有無などを考慮して、既往最大洪水（喜多方地域では昭和42年8月の羽越豪雨、会津若松地域では昭和61年8月の台風10号）の規模における浸水被害を解消することを目標とする。

注

$$\text{改修率（\%）} = \frac{\text{一定計画に基づき改修された延長}}{\text{指定区間のうち、改修を必要とする延長}}$$

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア 現状と課題

本圏域におけるかんがい用水としては、宮川、湯川、田付川及び濁川等で古くから河川水が利用され、特に宮川はその豊富な水量から多くの堰が設置され、この地域の水田に利用されてきた。また水道用水としては、大川ダム、東山ダム、日中ダム及び河川水により供給されており、特に不足は生じていない。

各河川には、許可、慣行水利権が設定されており、農業、水道の供給源として重要な役割を担っている。このため、近年際立った渇水被害は発生していないものの、今後も河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図る必要がある。

水質については、阿賀川本川、田付川、濁川の上流部、湯川の上流部及び宮川で A 類型 (BOD2mg/l 以下) に、また田付川、濁川、旧湯川、湯川の下流部では B 類型 (BOD3mg/l 以下) に指定されている。圏域内の A 類型河川については、BOD75% 値が 0.9~1.8mg/l (平成 10 年測定結果) の範囲に、B 類類型河川のうち湯川を除く河川については 1.2~2.5mg/l (同) の範囲にあり環境基準を満たしている。

イ 目標

河川は貴重な地域資源であるため、関係市町村、利水関係者、河川愛護団体及び漁業関係者等から積極的に情報を収集し、また流量データの蓄積を行うとともに直轄計画との整合を図ることにより、動植物の保全、景観の維持、水質の保全に配慮しつつ、流水の正常な機能の維持に必要な流量の設定に努める。

また、有限な資源である水の有効活用や、良好な環境の保全を図るためにも、関係利水者等との連携を取りながら適正な水運用を図る。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア 現状と課題

阿賀川下流圏域の河川は、会津盆地の田園地帯を流れる自然豊かな河川がある一方で、会津若松市や喜多方市など歴史、文化のある街並みを流れる都市河川など、変化に富んだ河川環境を有している。

田園地帯を流れる区間は河岸の法勾配は緩く、水辺への接近も容易で親水機能を十分に発揮している。しかし、市街地付近では水辺へのアクセスが悪く、周辺の恵まれた自然に対して市街地の緑が少ないという問題があり、緑豊かなオープンスペースとして河川への期待が高まっている。

こうした中、会津若松市内を流れる湯川では、水辺空間整備として「ふるさとの川整備事業」により「西若松駅から鶴ヶ城への導線としての湯川の整備」、「鶴ヶ城と一体となった整備」、「湯川を軸とした緑のオープンスペースの整備」など、地域と一体となった河川環境整備が図られつつある。

宮川でも、水辺へのアクセスが十分ではなく、市街地に公園が少ないなどの問題があるため、高水敷を利用した緑地公園や運動場の整備が実施されている。

また、旧湯川では治水安全度の向上とともに、地元住民から高水敷利用の要望も出されるなど、今後とも地域一体となった河川環境整備を行うことが、この地域の課題となっている。

なお、圏域全体として貴重な自然が多く残されており、河川整備を行う上で、生息する動植物への十分な配慮が不可欠となっている。

イ 目標

河川環境の整備と保全にあたっては、本圏域のもつ変化に富んだ河川の特徴、多様な動植物の保全を図りつつ、自然環境に配慮しながら河川整備を進めていく。特に河川整備を行う区間については、事業前後の自然環境に対する影響評価を積極的に行い、動植物の生育・生息に配慮していく。

田園地帯を流れる自然豊かな河川については、貴重な自然景観を維持しながら水害のない地域づくりを行う。また、歴史、文化のある街並みを流れる都市河川については、今後も地域と一体となった環境整備を進めるとともに、多様化する河川の利用の要望と調和を図りながら、河川景観への配慮、水辺へのアプローチ、遊歩道など人と河川の豊かなふれあいの場を確保する。

3 計画対象期間および対象区間に関する事項

(1) 計画対象期間

本河川整備計画対象期間は次のとおりとする。

計画対象期間：おおむね 25 年間

(2) 計画対象区間

本整備計画は、阿賀川下流圏域内の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表 - 1 計画の対象とする区間

	対象河川名	本支川	計画対象区間	流域面積 (km ²)	延長(km)
1	阿賀川	本川	新潟県境～直轄区間下流端 直轄区間上流端（馬越堰堤）～指定区間上流端	6051.9	61.20
2	鬼光頭川	1次支川	阿賀川合流点～指定区間上流端	37.9	9.70
3	宝川	2次	鬼光頭川合流点～指定区間上流端	11.6	3.00
4	奥川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	88.7	23.23
5	山田川	2次	奥川合流点～指定区間上流端	12.9	4.55
6	笹川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	24.4	6.70
7	安座川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	39.4	7.05
8	長谷川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	61.7	12.00
9	四岐川	2次	長谷川合流点～指定区間上流端	5.0	4.20
10	切石川	2次	長谷川合流点～指定区間上流端	17.2	4.20
11	深山川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	12.0	3.50
12	一の戸川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	161.1	34.43
13	本川	2次	一の戸川合流点～指定区間上流端	17.8	5.00
14	宮古川	2次	一の戸川合流点～指定区間上流端	23.3	13.00
15	五枚沢川	2次	一の戸川合流点～指定区間上流端	46.0	14.00
16	早稲谷川	2次	一の戸川合流点～指定区間上流端	20.0	9.20
17	原川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	12.6	8.45
18	濁川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	166.9	27.98
19	押切川	2次	濁川合流点～指定区間上流端	93.4	26.48
20	野辺沢川	3次	押切川合流点～指定区間上流端	31.1	13.52
21	小檜沢川	3次	押切川合流点～指定区間上流端	13.0	2.20
22	下小檜沢川	4次	小檜沢川合流点～指定区間上流端	3.2	0.33
23	田付川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	53.5	26.87
24	応名川	2次	田付川合流点～指定区間上流端	8.3	5.82
25	大塩川	2次	日橋川合流点～指定区間上流端	144.2	34.249
26	姥堂川	3次	大塩川合流点～指定区間上流端	34.9	21.50
27	三の森川	4次	姥堂川合流点～指定区間上流端	10.6	5.20
28	境見川	3次	大塩川合流点～指定区間上流端	16.5	3.28

	対象河川名	本支川	計画対象区間	流域面積 (km ²)	延長(km)
29	大深沢川	2次	日橋川合流点～指定区間上流端	5.9	4.00
30	宮川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	260.0	26.23
31	旧宮川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	62.5	10.30
32	佐賀瀬川	2次	宮川合流点～指定区間上流端	28.3	8.90
33	赤沢川	2次	宮川合流点～指定区間上流端	24.5	10.00
34	藤川	2次	宮川合流点～指定区間上流端	62.0	13.00
35	氷玉川	3次	藤川合流点～指定区間上流端	26.8	6.88
36	館の川	3次	藤川合流点～指定区間上流端	9.6	2.10
37	東尾岐川	2次	宮川合流点～指定区間上流端	31.0	10.00
38	湯川	1次	阿賀川合流点から2,270m～指定区間上流端	80.6	27.53
39	旧湯川	2次	日橋川合流点～指定区間上流端	83.1	13.00
40	瀬川	3次	旧湯川合流点～指定区間上流端	58.6	17.89
41	大工川	4次	瀬川合流点～指定区間上流端	12.1	5.00
42	金山川	4次	瀬川合流点～指定区間上流端	8.6	6.50
43	不動川	4次	瀬川合流点～指定区間上流端	9.0	3.37
45	古川	2次	湯川合流点～指定区間上流端	11.4	3.30
46	大土川	3次	古川合流点～指定区間上流端	3.9	0.47
47	沢川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	6.6	2.90
48	閻川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	37.6	6.00

出典：「河川現況調書(平成11年度) 福島県土木部河川課」

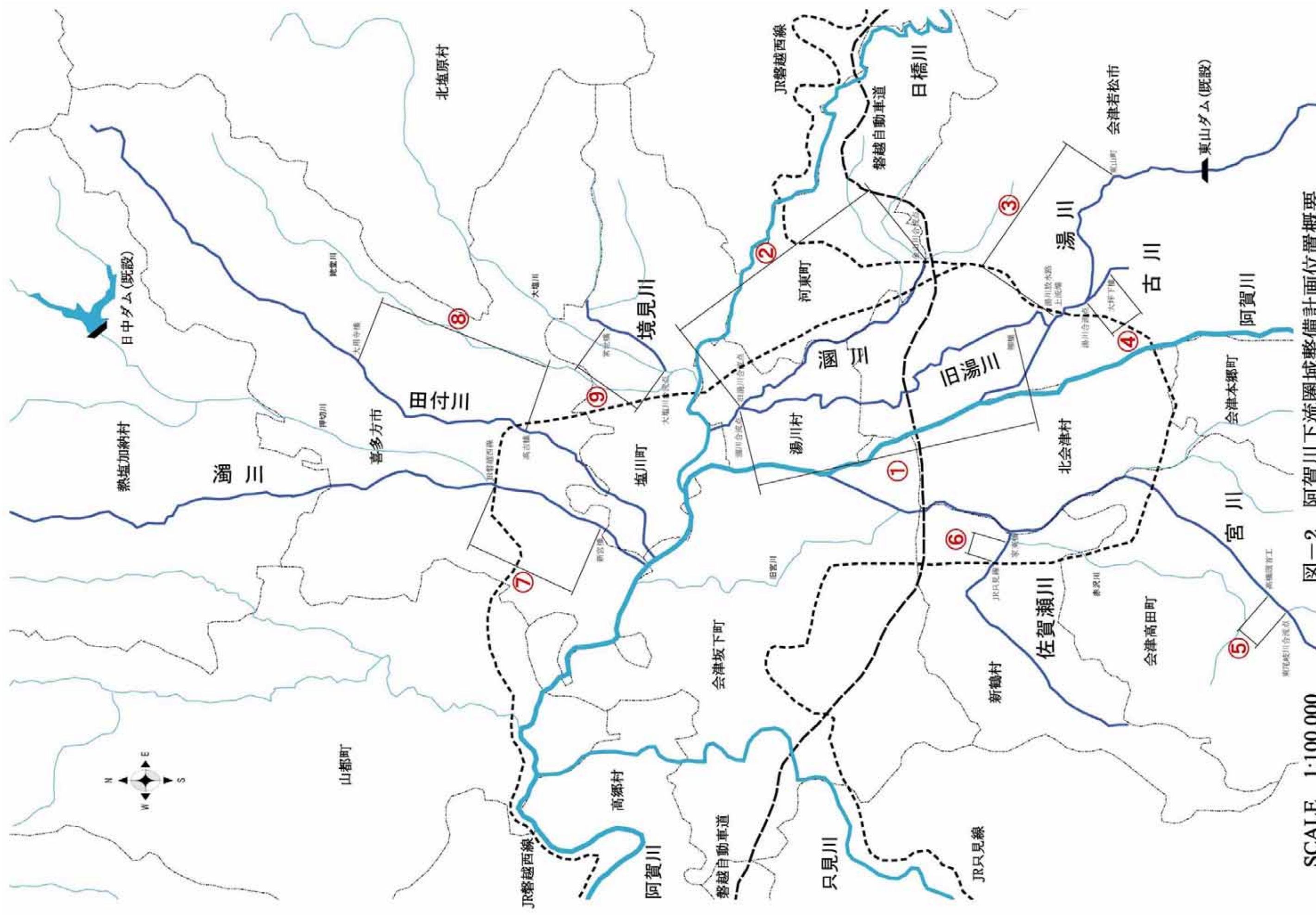
第2 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内において、洪水を安全に流下させるため、表 - 2 に示す箇所において、整備の実施、促進を図るものとする。

表 - 2 河川整備の施行場所一覧表

地域名	No.	河川名	施行の場所	延長 (km)
会津若松地域		旧湯川	河沼郡湯川村笈川～会津若松市神指町黒川 (瀬川合流点 ～ 柳橋)	9.40km
		瀬川	河沼郡湯川村笈川～河沼郡河東町倉橋 (旧湯川合流点～金山川合流点)	8.26km
		湯川	会津若松市緑町～会津若松市東山町石山 (湯川放水路 ～ 東山町)	4.35km
		古川	会津若松市城西町～会津若松市門田町黒岩 湯川合流点～大坪下橋	1.50km
		宮川	大沼郡会津高田町旭三寄～大沼郡会津高田町吉田 高橋頭首工～東尾岐川合流点	0.48km
		佐賀瀬川	大沼郡新鶴村鶴野辺～大沼郡新鶴村鶴野辺 家東橋～JR 只見線橋梁	0.44km
喜多方地域		濁川	新宮橋～JR 磐越西線橋梁	3.40km
		田付川	高吉橋～大用寺橋	5.77km
		境見川	大塩川合流点～常世橋	2.00km



図一2 阿賀川下流域圏整備計画位置概要

SCALE 1:100,000

旧湯川流域 : 旧湯川 (瀬川合流点 ~ 柳橋 : L=9.4km)
 瀬川 (旧湯川合流点 ~ 金山川合流点 : L=8.26km)

旧湯川及び瀬川では、洪水防御のため、引堤、掘削により河積を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図る。なお、工事の実施にあたっては、現在の澁筋の位置に澁筋を確保するなど動植物の生息・生育状況を考慮するとともに、自然環境に配慮する。

計画流量配分

(単位 : m³/s)

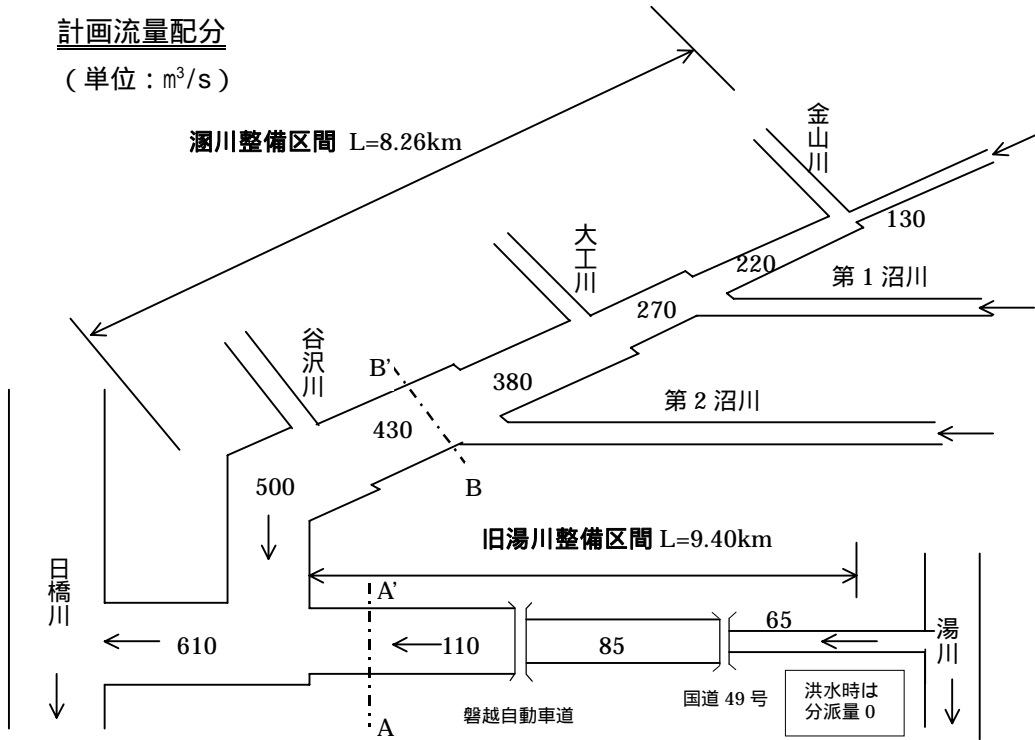


図 - 3(1) 旧湯川及び瀬川計画流量配分図

計画横断形

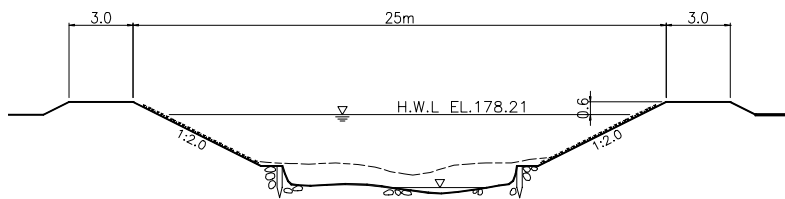


図 - 3(2) 旧湯川 湯川橋地点 (日橋川合流点から 2.0km : A-A)

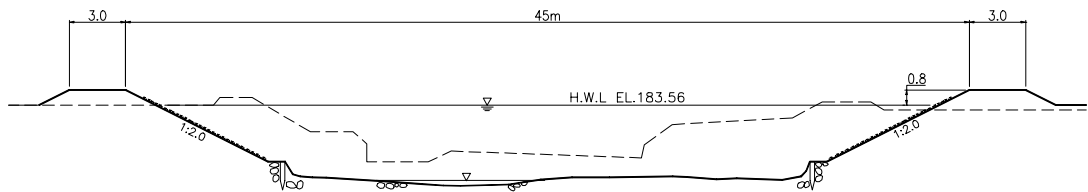


図 - 3(3) 瀬川 瀬川橋地点 (旧湯川合流点から 3.8km : B-B)

湯川流域 : 湯川 (湯川放水路～東山町付近 : L=4.35km)
 古川 (湯川合流点～大坪下橋 : L=1.5km)

湯川及び古川では、洪水防御のため、掘削により河積を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図る。なお、工事の実施にあたっては、緩傾斜の河岸や水辺へのアプローチを設置して、会津のシンボル鶴ヶ城に調和した水辺の憩いの場を創造するなどの配慮を行う。また、現在河床部には草が繁茂し良好な環境が保たれていることから、残せる所は極力残すなど動植物の生息・生育状況を考慮するとともに、自然環境に配慮する。

計画流量配分

(単位 : m³/s)

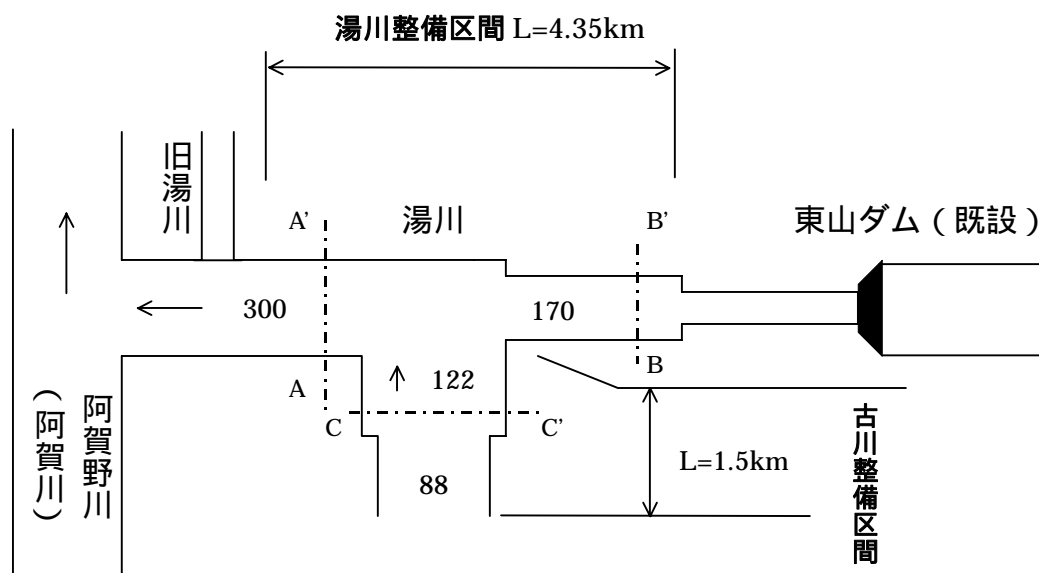


図 - 4 (1) 湯川及び古川計画流量配分図

計画横断形

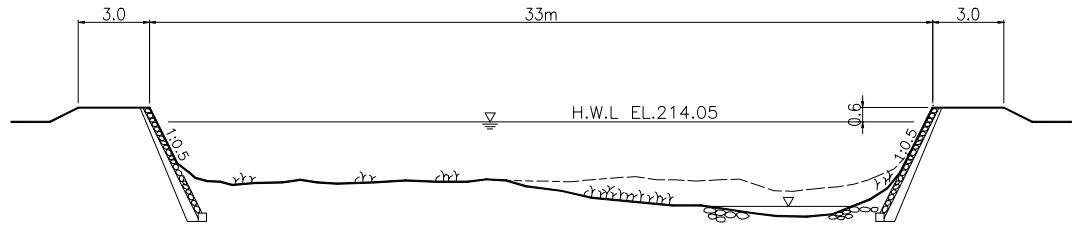


図 - 4 (2) 湯川 湯川橋地点 (阿賀川合流点より 3.3km : A-A)

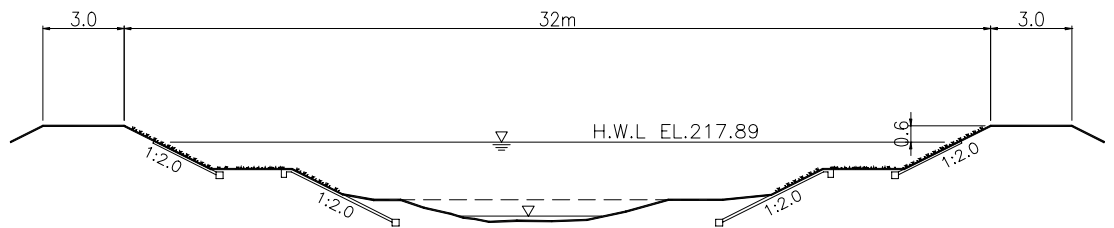


図 - 4 (3) 湯川 大橋地点 (阿賀川合流点より 4.17km : B-B)

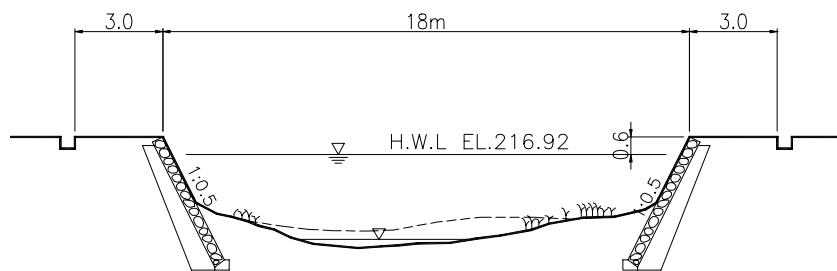


図 - 4 (4) 古川 馬橋地点 (湯川合流点より 0.55km : C-C)

宮川流域 : 宮川 (高橋頭首工～東尾岐川合流点 : L=0.48km)
 佐賀瀬川 (家東橋～JR 只見線橋梁 : L=0.44km)

宮川及び佐賀瀬川では、洪水防御のため、引堤、掘削、護岸を行い、浸水被害の防止、軽減を図る。なお、工事の実施にあたっては、現在の澁筋の位置に澁筋を確保するなど動植物の生息・生育を考慮するとともに、自然環境に配慮する。

計画流量配分

(単位 : m³/s)

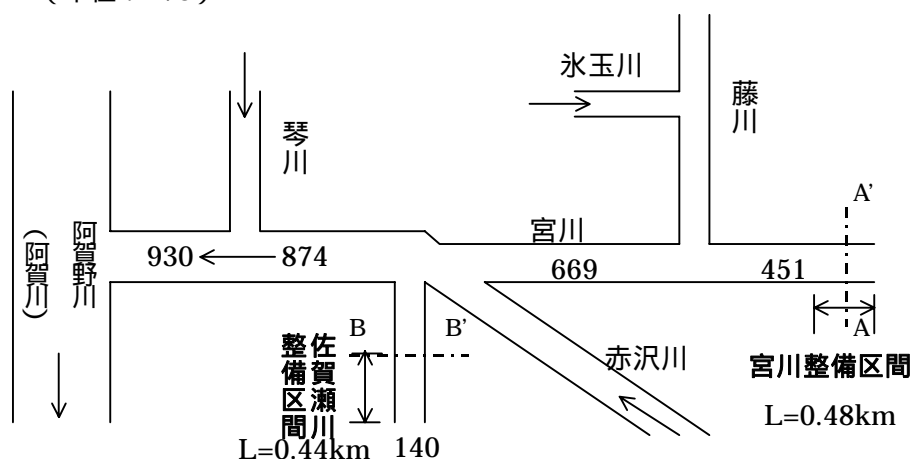


図 - 5 (1) 宮川及び佐賀瀬川計画流量配分図

計画横断形

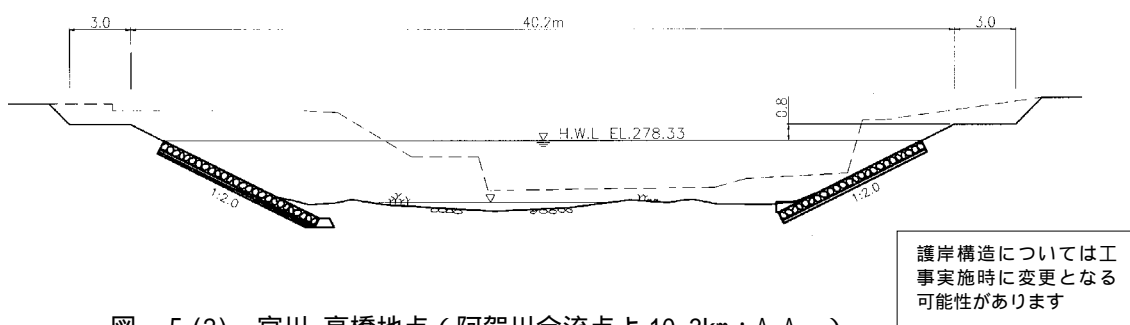


図 - 5 (2) 宮川 高橋地点 (阿賀川合流点よ 10.3km : A-A)

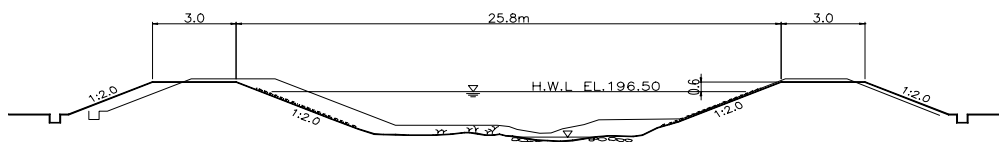


図 - 5 (3) 佐賀瀬川 家東橋地点 (宮川合流点より 0.5km : B-B)

濁川流域 : 濁川 (新宮橋 ~ JR 磐越西線橋梁 : L=3.4km)

濁川では、洪水防御のため掘削を行い、浸水被害の軽減を図る。なお、工事の実施にあたっては、草の繁茂による良好な環境が保たれていることから、残せる所は極力残すなど動植物の生息・生育を考慮するとともに、自然環境に配慮する。

計画流量配分

(単位 : m^3/s)

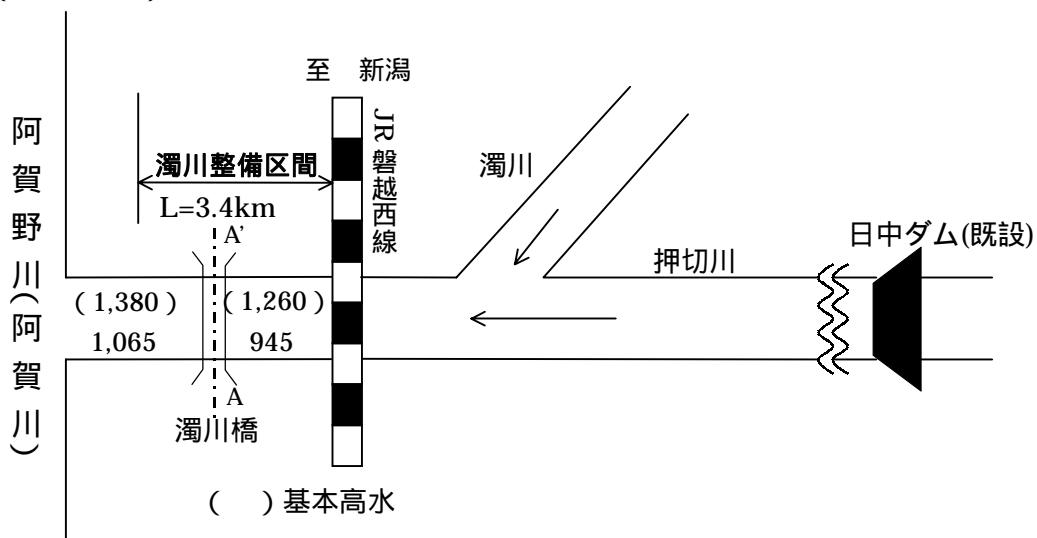


図 - 6 (1) 濁川計画流量配分図

計画横断形

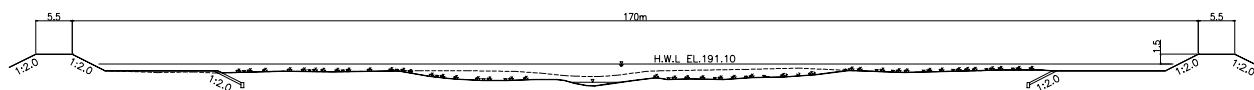


図 - 6 (2) 濁川 濁川橋 (阿賀川合流点より 4.3km : A-A)

田付川流域 : 田付川 (高吉橋～大用寺橋 : L=5.77km)

田付川では、洪水防御のため、築堤、掘削により河積を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図る。なお、工事の実施にあたっては、草の繁茂による良好な環境が保たれていることから、残せる所は極力残すなど動植物の生息・生育を考慮するとともに、自然環境に配慮する。また、「田付川自然ふれあい川づくり懇談会」を利用した地域住民参加型川づくりを積極的に行う。

計画流量配分

(単位 : m^3/s)

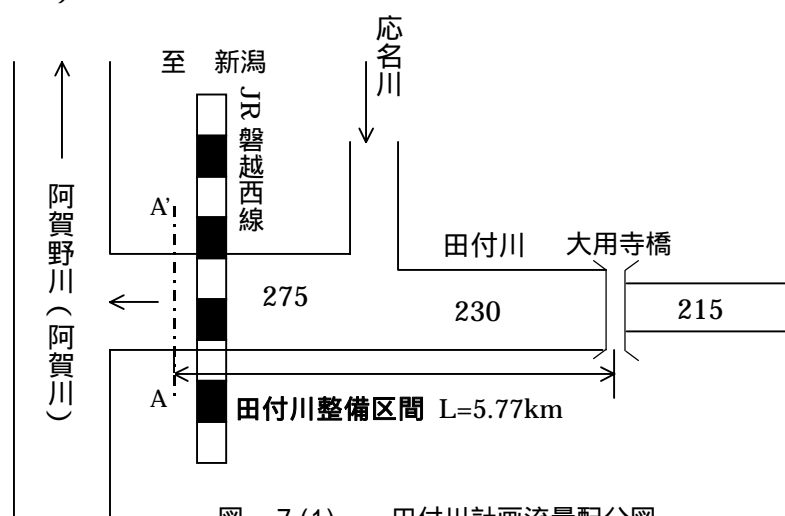


図 - 7 (1) 田付川計画流量配分図

計画横断形

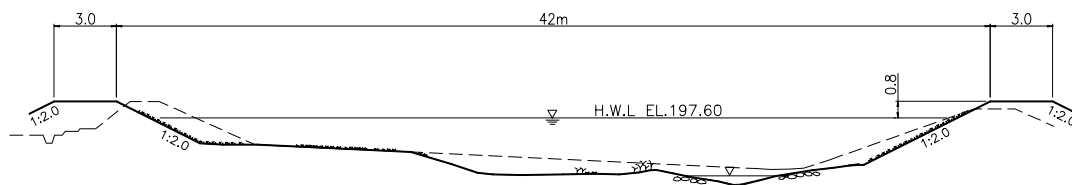


図 - 7 (2) 田付川 高吉橋付近 (阿賀川合流点より 5.9km : A-A)

大塩川流域 : 境見川 (大塩川合流点 ~ 常世橋 : L=2.0km)

境見川では、洪水防御のため、引堤、掘削、護岸により河積を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図る。なお、工事の実施にあたっては、周辺の土地利用状況に配慮し、計画断面勾配 1:0.5 を採用するが、植生に配慮した工法を用いる。また、澁筋を確保するなど動植物の生息・生育を考慮するとともに、自然環境に配慮する。

計画流量配分

(単位 : m³/s)

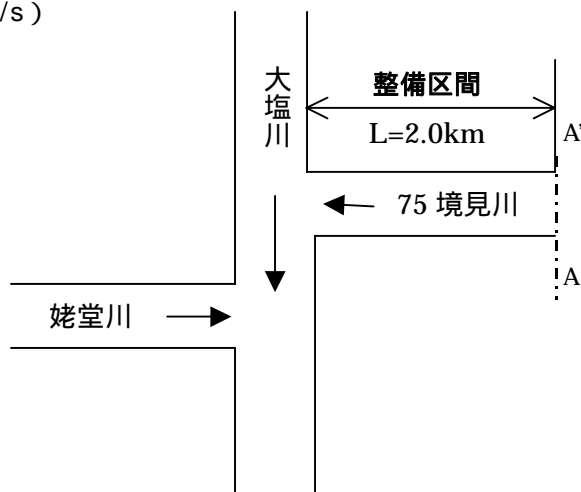


図 - 8(1) 境見川計画流量配分図

計画横断形

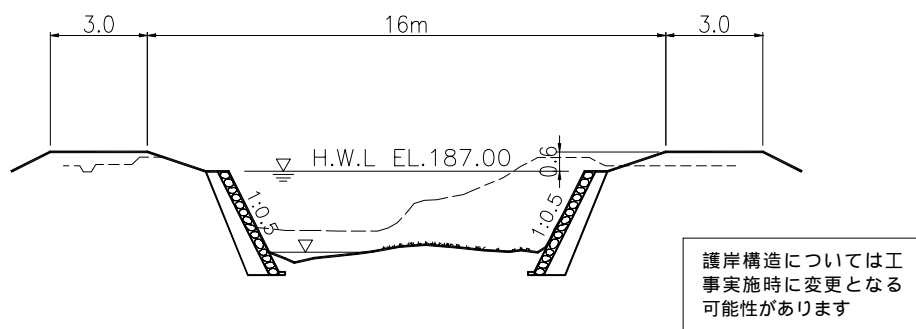


図 - 8(2) 境見川 常世橋付近 (大塩川合流点より 2.0km : A-A)

2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川の維持の目的

阿賀川下流域内河川の維持管理は、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害の発生の防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」の観点から総合的に行うことを目標とする。

(2) 河川の維持の種類および施行の場所

ア 災害発生の防止のための日々の管理

河川管理施設の維持管理

堤防、護岸は、洪水流を河道で処理するための基本的な構造物であるため、漏水、亀裂の有無など堤防の状態を点検し、必要に応じて補修を行う。河道内の堆砂については、堆砂状況を把握するとともに、魚類、植生に配慮しつつ、必要に応じた除却を行うことで、河道の保全に努め、常に良好な状態を維持する。

樋門など河川管理施設の維持管理については、緊急時に正常に作動するように定期的な点検を実施し、常に良好な状態を維持する。

また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法の講習会を実施し、的確な操作が実施できるような対策を行う。

河川情報の管理

河川の水位や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や湯水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測、収集して、市町村や地域住民へ情報の提供を行う。

イ 洪水管理

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し、洪水氾濫危険個所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動を実施し、防災関係機関（報道機関、消防、警察、通信、電力等）との協力体制の強化を図る。

洪水時は、パトロールや水防活動を実施するとともに、河川情報の収集を行い、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供を図るものとする。

ウ 地震対策

気象庁が発表する震度およびダム等に設置される地震計の観測値が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設の点検を行う。また、河川管理施設に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ 水環境の保全

水量、水質の監視

水量、水質について継続的な監視を行うとともに、河川パトロールを実施し、問題が生じた際には適切に対処する。また、一部区間で環境基準を満たしていない湯川については、水質改善策について関係機関との調整を図っていく。

啓蒙活動

節水や生活雑排水を直接河川へ流さないよう呼びかけるなどの啓蒙活動を行う。

水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息・生育する動植物だけでなく、水利用者にも多大な被害を与える。平時から汚染源に関する情報の把握を行うとともに、事故発生時には迅速で適切な対応ができるように連絡体制の強化、関係部局との連携を図る。

オ 河川空間の適正な利用と保全に関する事項

河川敷地の占用

河川敷地の占用許可にあたっては、適切な利用が図られるように、適正な指導を行う。

河川空間利用

河川空間は地域住民が身近に自然にふれあい、生活に潤いをもたらすための大切な空間である。この貴重な空間を今後とも確保するよう努める。

河川愛護の啓発、普及、促進

空き缶や家庭廃品などの河川内への不法投棄は、河川環境の悪化とともに、洪水時に流出して様々な障害を引き起こしている。また一方で、河川愛護活動による河岸の植栽活動も行なわれており、地域ボランティアによる良好な水辺空間の保全が図られている。

今後とも、河川愛護の啓発、普及、促進に努め、河川に関する広報活動を強化するとともに、地域住民の協力を得て、河川美化運動を実施する。



写真 - 3 「湯川を美しくする会」の活動風景

3 その他の河川の整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供に関する事項

ア 常時の情報提供

河川が地域の人々の共有財産であるという認識の下に河川についての理解と関心を深めるとともに、河川を常に安全で適切に利用、管理する機運を高めつつ、地域住民と関係行政機関による流域全体の良好な河川環境の保全・復元を積極的に推進するよう、自然とのふれあい学習の推進、河川清掃等でのボランティア活動による管理活動、水防活動、イベントを通して河川愛護の思想について広く人々に周知を図る。

情報提供の具体例として、地域住民の協力により得られた河川環境に関する情報整理を行い、「河川環境情報図」の作成を通して、地域住民に河川環境に関する最新の情報提供を積極的に行っていく。

イ 洪水時の情報提供

洪水時は、河川情報（雨量、水位）の収集を行い、ホ - ムペ - ジなどを通じて地域住民へ発表し、洪水情報の迅速な提供を図る。

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア 常時の連携

河川の良好な環境を育み次世代へ伝えていくために、河川管理者だけではなく、市民（団体）、企業、および関係行政機関との緊密な連携、協調を推進するとともに、田付川にみられるような住民参画による川づくりを推進する。

イ 非常時の連携

河川管理者と防災関係機関（報道機関、消防、警察、通信、電力等）、および地域住民との間の双方向の防災情報伝達システムの強化に努めるものとする。